

第3期 裾野市子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の趣旨

近年、全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の重要な課題となっています。

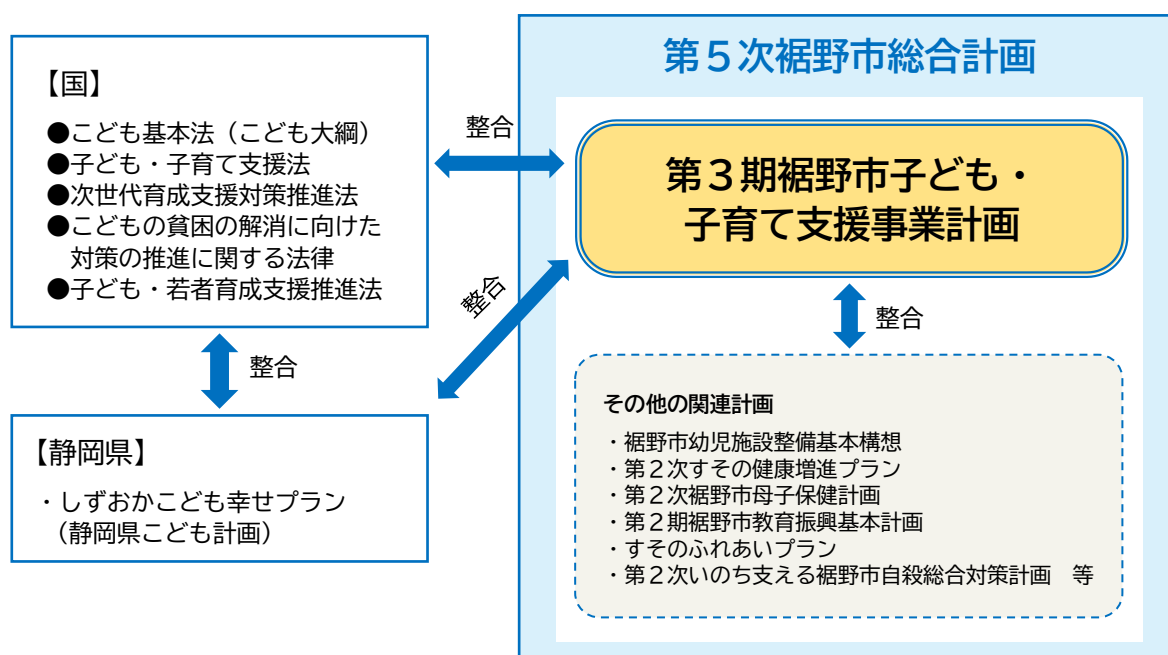
このような社会的背景のもと、本市では、「第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“子育てによるこびを感じ、子どもたちの成長を通じ、親も、地域も共に育つまちづくり”を基本理念に掲げ、教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、子どもやその保護者への支援、地域や教育・保育サービス事業者との連携を図ってきました。

このたび、令和6年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における問題の多様化や支援に対する需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の最上位計画である「第5次裾野市総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）及び、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画（子どもの貧困解消対策推進計画）を包含するものとします。

本計画は、「こども大綱」や「静岡県こども計画」をはじめ、関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

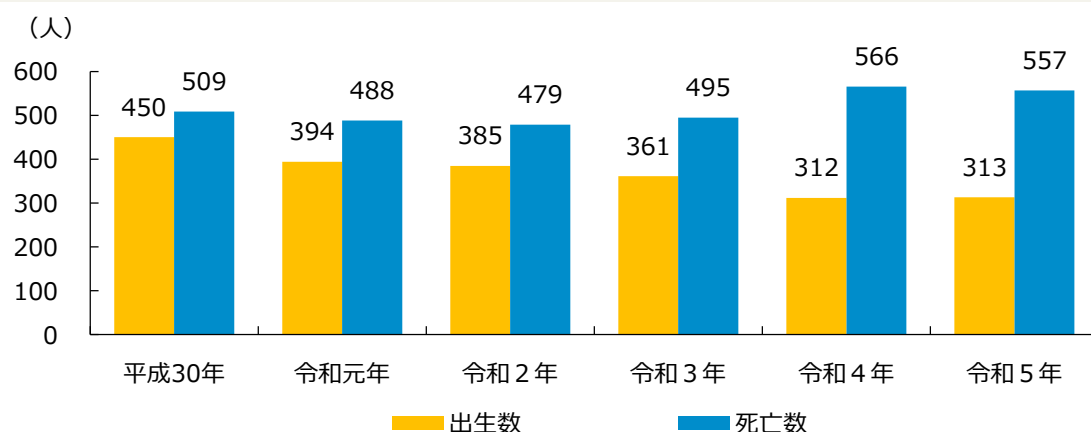
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総合計画	第5次【前期基本計画】			第5次【後期基本計画】			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期		第3期（本計画）				

4 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

【自然動態の推移】

出生数は、減少傾向にあり、令和5年は313人となっています。一方、死亡数は、平成30年以降500人前後で推移していましたが、令和4年に566人と大きく増加し、令和5年には557人となっています。

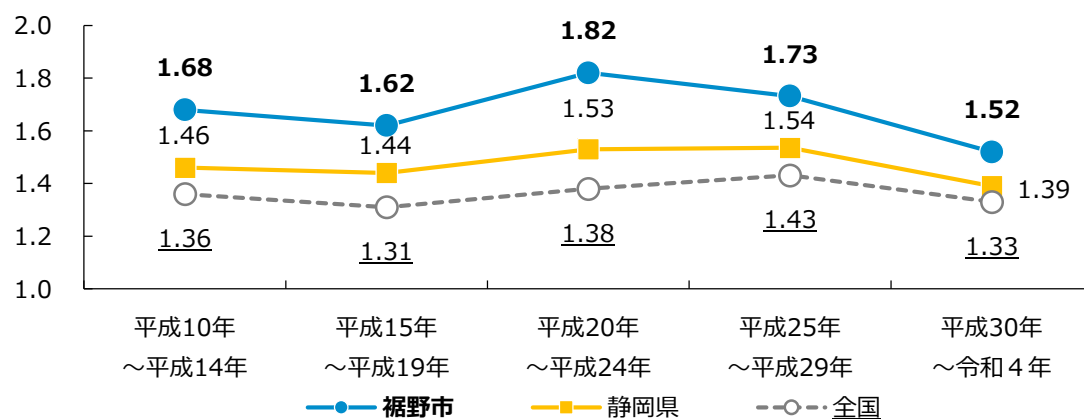
出生数から死亡数を差し引いた自然動態は、死亡数が出生数より多い「自然減」の状態が続いています。



資料：「人口動態統計」

【合計特殊出生率の比較】

本市の合計特殊出生率※は、平成20年～平成24年に1.82まで上昇しましたが、平成30年～令和4年には1.52に低下しています。また、静岡県や全国の数値を上回っているものの、その差は徐々に縮まっています。



※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」

5 基本理念

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そして、従来の「子育て当事者」の視点だけでなく、こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが求められています。

本市では、令和2年度に策定された「第5次裾野市総合計画」において、“みんなが誇る豊かな田園 未来都市すその”をまちの将来像としています。また、一体的に策定された「第2期裾野市総合戦略」では、基本目標の一つに「すべての起点となるひとづくり “共育”」を掲げ、人と人の関係を豊かにすることや、みんなで子育てをすること、子どもたちの生きる力を育むことが方向性として示されています。

以上のような背景を踏まえて、本計画では、以下のとおり基本理念を定め、子育て支援施策の一層の推進を図ります。

基本理念

すべてのこどもや若者を尊重し、
みんなが共に育つまち すその

6 基本目標

本計画では、以下のとおりに3つの基本目標を定めます。

基本目標1

安心して教育・保育・子育て支援を受けることのできるまちの実現

基本目標2

子ども・若者を育てる保護者を支えるまちの実現

基本目標3

子ども・若者が、のびのび成長できるまちの実現

7 施策の体系

基本理念

すべての子どもや若者を尊重し、みんなが共に育つまち
すその

基本目標

基本目標 1

安心して教育・保育・子育て支援を受けることのできるまちの実現

基本目標 2

子ども・若者を育てる保護者を支えるまちの実現

基本目標 3

子ども・若者が、のびのび成長できるまちの実現

基本方針／施策の方向性

基本方針 1 子どもの教育・保育環境の充実

- (1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実
- 【子ども・子育て支援事業計画】

基本方針 2 子育て家庭の健康づくりへの支援

- (1) 安心な妊娠・出産への支援の充実
- (2) 母子の健康づくりの推進

基本方針 3 仕事と家庭生活の両立支援

- (1) 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための環境づくりの推進
- (2) 男女が共に参画・参加する子育ての推進

基本方針 4 子育て家庭への相談支援・情報提供体制の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 家庭における子育てや教育への支援

基本方針 5 きめ細かな取り組みを必要とする子ども及び子育て家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 子どもの居場所づくりの推進
- (5) 多様な悩みを抱える子ども及び子育て家庭への支援
- (6) 子ども及び子育て家庭への貧困対策の推進
- 【子どもの貧困解消対策推進計画】

※次世代育成支援対策行動計画は、施策全般が該当します。なお、子育て支援施策の効果的な推進には、複合的な要因に対応する必要があるため、各取り組みを総合的に推進します。

8 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実

【子ども・子育て支援事業計画】

■教育・保育等提供区域の設定

本市では、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童室）については、小学校区別に放課後児童室の運営を実施しているため、小学校区を提供区域として設定します。

本市の教育・保育提供区域 本市の地域子ども・子育て支援事業提供区域
裾野市内全域（1区域） （ただし、放課後児童健全育成事業のみ各小学校区）

■幼児期の教育・保育事業の提供体制の確保

【認定区分】

子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、児童の年齢や保育の必要性を考慮した上で以下の3区分に認定し、給付を支給する仕組みとなっています。

区分	年齢	保育の必要性	対象となる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定		あり	保育所・認定こども園 （幼稚園利用も可能）
3号認定	満3歳未満		保育所・認定こども園・地域型保育事業

【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ○小規模保育（定員6人以上19人以下） ○家庭的保育（定員5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

※以降のページにおいて「人日」「人回」は、以下を示す。

人日：のべ利用人数 人回：のべ回数

■幼児期の教育・保育事業における量の見込み及び確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 教育事業《1号認定・2号認定（教育）》					
【需要量】量の見込み	460人	430人	402人	378人	384人
1号認定	309人	289人	270人	254人	258人
2号認定（教育ニーズ）	151人	141人	132人	124人	126人
【供給量】確保の内容	727人	642人	642人	642人	642人
特定教育・保育施設	727人	642人	642人	642人	642人
② 保育事業《2号認定（保育）》					
【需要量】量の見込み	513人	478人	447人	421人	427人
【供給量】確保の内容	726人	657人	657人	657人	657人
特定教育・保育施設	726人	657人	657人	657人	657人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
③－ 1 保育事業《3号認定（0歳児）》					
【需要量】量の見込み	50 人	49 人	47 人	46 人	45 人
【供給量】確保の内容	109 人	107 人	107 人	107 人	107 人
特定教育・保育施設	88 人	86 人	86 人	86 人	86 人
特定地域型保育事業	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人
③－ 2 保育事業《3号認定（1歳児）》					
【需要量】量の見込み	159 人	160 人	155 人	151 人	147 人
【供給量】確保の内容	172 人	164 人	164 人	164 人	164 人
特定教育・保育施設	150 人	142 人	142 人	142 人	142 人
特定地域型保育事業	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
③－ 3 保育事業《3号認定（2歳児）》					
【需要量】量の見込み	152 人	163 人	164 人	159 人	155 人
【供給量】確保の内容	178 人	172 人	172 人	172 人	172 人
特定教育・保育施設	154 人	148 人	148 人	148 人	148 人
特定地域型保育事業	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人

■地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保の内容

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 放課後児童健全育成事業（放課後児童室）					
就労等の理由によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業					
【需要量】量の見込み	574 人	550 人	543 人	539 人	497 人
【供給量】確保の内容	640 人	640 人	615 人	615 人	615 人
② 延長保育事業（時間外保育事業）					
保育所等の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業					
【需要量】量の見込み	358 人	347 人	333 人	319 人	317 人
【供給量】確保の内容	638 人	638 人	638 人	638 人	638 人
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）					
0 歳から 18 歳未満の児童を対象に、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業					
【需要量】量の見込み	14 人日	13 人日	13 人日	12 人日	12 人日
【供給量】確保の内容	42 人日	42 人日	42 人日	42 人日	42 人日
④ 地域子育て支援拠点事業					
乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談・情報の提供・助言・その他の援助を行う事業					
【需要量】量の見込み	8,907 人回	8,647 人回	8,288 人回	7,948 人回	7,901 人回
【供給量】確保の内容	9,800 人回	9,800 人回	9,800 人回	9,800 人回	9,800 人回
⑤ 病児・病後児保育事業					
疾病にかかっている児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業					
【需要量】量の見込み	1,226 人日	1,167 人日	1,107 人日	1,055 人日	1,012 人日
【供給量】確保の内容	4,320 人日	4,320 人日	4,320 人日	4,320 人日	4,320 人日

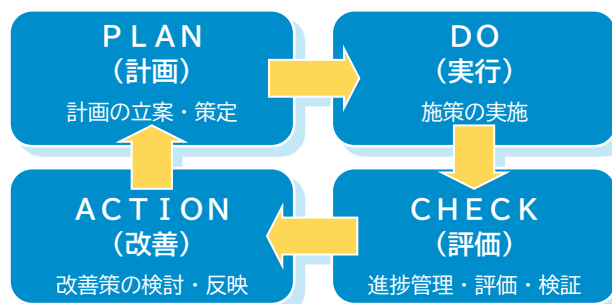
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑥－１ 一時預かり事業（預かり保育事業）《幼稚園型》					
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、一時的に預かる事業（幼稚園在園児が対象）					
【需要量】量の見込み	39,084 人日	36,474 人日	34,055 人日	32,135 人日	32,558 人日
【供給量】確保の内容	39,084 人日	36,474 人日	34,055 人日	32,135 人日	32,558 人日
⑥－２ 一時預かり事業（預かり保育事業）《その他（幼稚園型を除く）》					
幼稚園型以外の一時預かり事業					
【需要量】量の見込み	1,887 人日	1,832 人日	1,756 人日	1,684 人日	1,674 人日
【供給量】確保の内容	2,928 人日	2,928 人日	2,928 人日	2,928 人日	2,928 人日
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）					
地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをセンターがマッチングし、さまざまな育児の手助けを行う事業					
【需要量】量の見込み	48 人日	45 人日	43 人日	41 人日	39 人日
【供給量】確保の内容	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
⑧ 利用者支援事業					
子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供や助言などの支援を行う事業					
【需要量】量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
【供給量】確保の内容	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
⑨ 妊婦健康診査事業					
妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、母子保健法に基づき、妊婦健康診査の助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業					
【需要量】量の見込み	4,800 人回	4,672 人回	4,560 人回	4,448 人回	4,384 人回
【供給量】確保の内容	4,800 人回	4,672 人回	4,560 人回	4,448 人回	4,384 人回
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業					
生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳幼児の健康等に関する相談・助言・情報提供等を行う事業					
【需要量】量の見込み	309 人	300 人	292 人	285 人	278 人
【供給量】確保の内容	309 人	300 人	292 人	285 人	278 人
⑪ 養育支援訪問事業					
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施の確保を図る事業					
【需要量】量の見込み	23 人	22 人	21 人	21 人	20 人
【供給量】確保の内容	23 人	22 人	21 人	21 人	20 人
⑫ 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】					
家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事支援等を行う事業					
【需要量】量の見込み	70 人日	67 人日	65 人日	62 人日	60 人日
【供給量】確保の内容	70 人日	67 人日	65 人日	62 人日	60 人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑬ 児童育成支援拠点事業【新規事業】					
家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業					
【需要量】量の見込み	13人	12人	12人	11人	11人
【供給量】確保の内容	13人	12人	12人	11人	11人
⑭ 親子関係形成支援事業【新規事業】					
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、保護者同士の情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行う事業					
【需要量】量の見込み	7人	7人	6人	6人	6人
【供給量】確保の内容	7人	7人	6人	6人	6人
⑮ 産後ケア事業【新規事業】					
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業					
【需要量】量の見込み	70人日	67人日	65人日	62人日	60人日
【供給量】確保の内容	70人日	67人日	65人日	62人日	60人日
⑯ 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】					
主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業					
【需要量】量の見込み	840人回	810人回	780人回	750人回	720人回
【供給量】確保の内容	840人回	810人回	780人回	750人回	720人回
⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業（令和8年度から実施）】					
ふだん、保育所などに通っていない家庭の満3歳未満の子どもを対象に、保育所や認定こども園等の施設で、月10時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す事業					
【需要量】量の見込み		8人	8人	23人	22人
【供給量】確保の内容		8人	8人	23人	22人

9 計画の推進体制・進捗管理

本計画の推進においては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域、市民等の各主体と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな子育て支援の需要についても早期の対応に向けて、取り組んでいきます。

計画の進捗状況については、裾野市子ども・子育て会議を本計画の進捗状況について検証する場と定めて、定期的な進捗状況の把握を行います。また、各取り組みの内容は、幼稚園・保育園課を主管課として、それぞれの子育て支援施策の点検・評価を毎年度実施し、PDCAサイクルを確立していきます。



第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和7年3月

発行：裾野市

企画・編集：裾野市 健康福祉部 幼稚園・保育園課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1822